

## 土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託プロポーザル実施要項

この要項は、「土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託」を実施するにあたり、業務の委託候補者を選定するため、必要事項を次のとおり定める。

### I 業務目的

本業務は、最大規模の南海トラフ地震が発生した場合に、市街地をはじめとする沿岸部が壊滅的な被害を受けることが想定されている土佐清水市において、被災後の早期復興を実現するため、「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」に則り、土佐清水市のあるべき姿を描いた復興デザインに関する議論を事前に深め、地域の存続と持続的な発展を可能とする「土佐清水市事前復興まちづくり計画（素案）」の作成が目的である。

### II 業務名等

番 号：6 事前復興第1号

業務名：土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託

### III 業務場所

土佐清水市沿岸部全域（5地域を予定）

### IV 業務内容

別添の土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託仕様書のとおり

### V 履行期間

契約締結日～令和8年2月28日

### VI 参加資格要件

- 1 本業務と同種又は類似した業務の受託実績があること。
- 2 高知県内に本社（又は本店）又は契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）があること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 4 公募の日から参加意向申出書提出日までの間に、土佐清水市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないこと。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

## VII プロポーザル実施スケジュール

・公募開始	令和 6 年 5 月 24 日
・質問の受付	令和 6 年 6 月 7 日 正午まで
・質問の回答	令和 6 年 6 月 14 日
・参加意向申出書提出期限	令和 6 年 6 月 21 日 午後5時まで
・提案書の提出期限	令和 6 年 6 月 25 日 午後5時まで
・一次審査	令和 6 年 6 月 26 日
・一次審査結果通知	令和 6 年 6 月 28 日
・二次審査（受託者選考）	令和 6 年 7 月 18 日
・審査結果通知	令和 6 年 7 月 22 日（予定）
・契約締結	令和 6 年 7 月 29 日（予定）
・業務完了	令和 8 年 2 月 28 日

## VIII 提出書類等

1 提出する書類は、次のとおりとする。

ア 参加意向申出書（様式1）	1部提出（A4）
イ 質問書（様式2）※質問がある場合のみ	1部提出（A4）
ウ 提案書（様式3）	1部提出（A4）
エ 業務経歴書（様式4）	1部提出（A4）
オ 管理技術者及び担当技術者一覧表（様式5）	1部提出（A4）
カ 課題に対する提案（様式は定めない）	10部提出

2 提案を求める課題は下記のとおりとする。

注意：専門用語や難しい言葉を出来る限り避けて、市民目線で判断できるよう配慮すること。

提案を求める課題	内容
課題1 実施スケジュールについて	仕様書に示す項目等について適正な実施計画を検討し、工程表にまとめて提出すること。
課題2 命を守るための提案	復興事業により安全安心なまちづくりを実現するための方策を具体的に示すこと。
課題3 生活を再建するための提案	市民生活をより早く日常に戻すための課題と対策を具体的に示すこと。
課題4 なりわいを再生するための提案	既存産業の速やかな再生、又は復興を契機とした新たな産業の創出について具体的に示すこと。
課題5 職員の危機意識・防災意識の向上を図るための提案	復興手順書や事前復興まちづくり計画等の策定の準備として、庁内職員の危機意識・防災意識の向上を図るための方策を具体的に示すこと。
見積価格	本業務に係る見積価格を提示すること。

3 提出先は、次のとおりとする。なお、下記のアからイに留意すること。

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町11番2号 高知県土佐清水市役所 まちづくり対策課 都市整備係 担当：片岡 TEL:0880-82-1157 FAX:0880-82-1135 MAIL:machidukuri@city.tosashimizu.lg.jp
---

ア 提出期限は、令和6年6月25日午後5時必着とする。

イ 提出方法：持参又は郵送

#### 4 その他

ア 所定様式を厳守すること。

イ 提出期限までに提出されない場合は辞退したものとみなします。なお、辞退した場合でも貴社が不利益な扱いを受けることはありません。

ウ 提案書の提出方法や提出先等に適合しないものは失格とする。

エ 本書に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないものは失格とする。

#### IX プロポーザル審査委員会

提案書に関する審議及び当該業務に最も適した提案者の選定は、次に示す審査委員会で行う。

名称：土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託プロポーザル審査委員会 構成：市職員
--

#### X 選定方法

本プロポーザルの審査は、基本的に二段階方式で行う。

1 一次審査は、提案書（様式4～5及び課題に対する提案）を土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査し、上位4社を二次審査の候補者とする。

2 二次審査は、プレゼンテーション及び審査委員会からの質疑応答を経て、あらかじめ定めた評価基準に基づき点数方式により最終候補者を選定する。

※審査基準については、以下のとおりとする。

審査項目	審査の視点
実施体制について	業務の実施に十分な人員を確保できているか、等
業務実績	同様又は類似の業務実績があるか、等
課題1 実施スケジュールについて	適正な実施計画となっているか、等

課題2 命を守るための提案	効果的か、状況にあわせた提案か、等
課題3 生活を再建するための提案	効果的か、復興事業の課題をよく把握できているか、等
課題4 なりわいを再生するための提案	効果的か、既存産業の復興の課題をよく把握できているか、等
課題5 職員の危機意識・防災意識の向上を図るための提案	効果的か、独自の提案があるか、等
見積価格	最高得点が2社以上ある場合は見積価格がもっとも安価なものを落札者とする

## XI 二次審査

- 1 実施日時：一次審査後に通知する。
- 2 実施場所：一次審査後に通知する。
- 3 出席者：管理技術者1名と担当技術者2名までとする。
- 4 その他：使用する資料は、基本的に提出された提案書のみとする。なお、二次審査に必要と市担当者が認める場合はこの限りでない。

## XII その他

- 1 提案書の作成及び提出等に係る経費は提案者の負担とする。
- 2 本業務に求める受託者像
  - ア 創意工夫と責任感を持って取り組める者
  - イ 本業務に必要な専門的知識、情報が豊富な者（同種又は類似業務の実績がある等）
  - ウ ファシリテーターとしての能力に長ける者
- 3 無効となる提案書
  - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - イ 本書に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ウ 当該審査委員会が無効と認めるもの。
- 4 失格となる提案者
  - ア 二次審査に出席しなかったもの。
  - イ 当該審査委員会が失格と認めるもの。
- 5 結果の通知
  - ア 審査結果は、審査を受けた参加者すべてに通知するとともに、市HP等で公表する。
- 6 提案書の取扱い
  - ア 本プロポーザルにおいて提出された書類は返却しない。また、土佐清水市は、この書類を保存及び公表する権利を有するものとし、使用料等は無償とする。
  - イ 提案書の提出後、土佐清水市の判断により追加資料の提出を求める場合がある。
- 7 その他
  - ア 提案書に記載した管理技術者及び担当技術者は、病気、死亡、退職等の特別な場合を

除き変更することができない。

イ 提案書作成のために土佐清水市において作成された資料は、土佐清水市の了解なく公表することができない。

ウ 本プロポーザル方式による課題に対する提案書は、受託者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

エ 提案書の提出は、1者（社）1案とする。

オ 電子メールにて送信する場合、送信後に受信の確認を行うこと。

カ 土佐清水市は、選定された提案者と後日、当該委託契約を締結する際に、業務の条件や仕様等を修正する場合がある。

キ 参加意向申出書の提出後、契約までの手続き期間中に指名停止になった場合、本件の参加資格を失うこととし、次順位の者と手続きを行う。

ク 受託者は、業務の遂行にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

ケ 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

コ 本業務の上限額は、以下のとおりとする。

○令和6年度： 3, 000 千円（税込）

○令和7年度：20, 000 千円（税込）